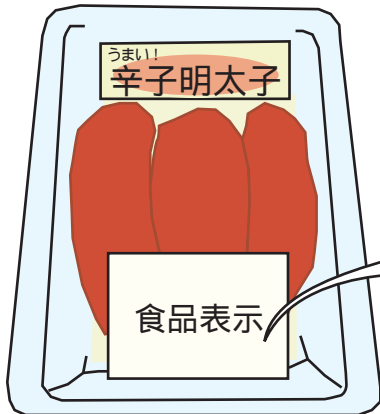


フローズンチルド商品の期限表示について

最近、フローズンチルド商品において、販売店で賞味期限表示が欠落している等の表示のトラブルが相次いでいます。下記のような形態で商品を出荷している製造者や、保存方法の変更を行う販売者は注意が必要です。

フローズンチルド商品

冷凍状態で流通・保管を行い、販売時に解凍し冷蔵状態で販売を行う商品



商品への表示方法の例

品名	辛子明太子
原材料名	すけとうだらの卵巣 (米国)、食塩、唐辛子、調味料 (アミノ酸等)、着色料 (赤 102号)、発色剤 (亜硝酸 Na)、(原材料に大豆を含む)
内容量	200g
賞味期限	別枠上部記載
保存方法	要冷蔵 (10 以下)
製造者	株式会社 A食品 北九州市小倉北区

注意書きの例

< 賞味期限表示のお願い >

この製品の賞味期限は冷凍 (-15 以下) で、平成 年 月 日までです。
販売は冷蔵 (10 以下) で行うため、解凍した日から 日後の日付を必ず貼り付けてください。

【注意！】

食品表示は基本的に製造者が行うものです。上記のような形態の商品流通は製造者と販売者の互いの合意等が必要です。また、上記商品を冷蔵にせず、冷凍状態のまま販売を行う場合は、冷凍食品とみなされる場合があります。期限表示が適切に行われなかった場合は、製造者および販売者、共に責任を負うことになります。

< お問い合わせ >

北九州市保健所 東部生活衛生課 電話 093-522-8728 FAX 093-522-8775
西部生活衛生課 電話 093-642-1441(代) FAX 093-631-4451
食品監視検査課 電話 093-583-2048 FAX 093-583-2044